

**2027 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項
ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）留学生（法律コース）**

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府（文部科学省）の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象者

将来のナショナル・リーダーとして活躍が期待されている若手の法律家等

3. 受入れ大学

九州大学大学院法学府

4. 受入れ人数

15 名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施（詳細は各国の日本国大使館において確認のこと）

(2) 選考手順

- ① 第一次スクリーニング：推薦機関による候補者の募集・選考・推薦
- ② 第二次スクリーニング：受入れ大学(九州大学)による選考
- ③ 最終スクリーニング：文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容（本要項巻末別紙「カリキュラム・ガイドライン」参照）

(1) 基本的考え方

各分野のナショナル・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、インターンシップ等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は原則 1 年とし、受入れ大学より「修士（法学）」の学位を授与

(3) 使用言語

全講義、英語のみ使用

7. 受入れ時期

2027 年 10 月

Ⅱ 募集要項

日本政府文部科学省は、2027 年度日本政府（文部科学省）奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生（法律コース）として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

法律コース(九州大学大学院法学府)

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国 籍：対象国の国籍を有する者。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、査証申請時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱することを条件として申請の対象とする。（注）重国籍者の場合、日本の国籍離脱の立証として、査証申請時に除籍謄本や法務省が発行した国籍離脱にかかる通知等の公的機関発行の書面を提出すること。
- (2) 年 齢：2027 年 10 月 1 日現在で原則として満 40 歳未満の者（1987 年 10 月 2 日以降に出生した者。）。
- (3) 学 歴：大学卒業者で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 英語能力等：原則として TOEFL-iBT 4.5 点、または IELTS 6.5 以上。
- (5) 職 歴：母国の行政機関及び企業等において、申請時で原則 4 年以上の法律の実務経験があり、入学後も引き続き申請時の勤務先に在籍する者。
職業経験は、常勤で大学卒業以降のものとする。
- (6) 健 康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (7) 渡日時期：原則としてコースが始まる最初の日から数えて前後 2 週間のうち、受入れ大学が指定する期間に渡日可能な者。自己の都合により所定の期間に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。
- (8) 査証取得：国籍国所在の在外公館（基本的には居住地を管轄する大使館又は総領事館等）で「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。新規に国費外国人留学生として「留学」の査証を取得せず、入国時に「留学」在留資格を取得しなかった場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。ただし、採用された者が例外的に日本に在留していた場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更又は更新等すること。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。
- (9) 奨学金支給期間終了後の帰国・復職：
奨学金支給期間終了後は、本プログラムの目的を踏まえ、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築等に尽力すること。そのため、応募者は原則として、奨学金期間終了月内に帰国し、推薦機関又は推薦機関等の指定する機関に復職すること。
- (10) 対 象 外：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には

辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 受入れ大学の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国（日本を出国）することが申請時において確実で、且つ、新たに国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得の上、入国時に在留資格「留学」を新規取得する者はこの限りではない。
- ④ 日本政府奨学金制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには2026年度奨学金支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び2027年度奨学金支給開始のプログラムが含まれる。
- ⑤ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関抛出のその他奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑥ 日本国籍者、日本との二重国籍者で、査証申請時に日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑦ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

3. 奨学金支給期間

2027年10月から2028年9月までの1年間

4. 奨学金等

- (1) 奨 学 金：月額242,000円を支給する。なお、日本政府の予算状況により金額は変更される場合がある。ただし、留学生が大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

- (2) 旅 費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から福岡空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入れ大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は、原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る）とする。なお、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「2.（7）渡日時期」に定める所

定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

- ② 帰国旅費：文部科学省は、原則として本プログラムを修了し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき、航空券を支給する。航空券は、福岡空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。
- (3) 教育費：大学における入学金、授業料及び入学検定料は不徴収とする。
- (4) 宿 舎：留学生は、希望すれば九州大学指定寮等に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、採用された留学生でも入居できない場合がある。

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える拘禁に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得せず、入国後、「留学」の在留資格を新たに取得しなかったとき、又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関抛出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

6. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、各受入れ大学が申請書類、面接及び小論文等に基づくテストにより選考を行う。ただし、対面での面接が困難である場合には、電話又はインターネットによるインタビューにより行うものとする。
- (2) 受入れ大学による選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で最終選考を行い、候補者を決定する。
- (3) 最終合否結果は、在外公館・各推薦機関経由で応募者宛通知される。採否の理由は開示しない。

7. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導は原則としてすべて英語で行われる。

8. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

- (1) ①申請書(所定の様式による)……………正本1通 写し1通
(写真はコピー不可)
- (2) 写真(最近6か月以内に撮影のもの、6×4cm)……………2葉(各申請書に貼付)
- (3) ②最終出身大学全学年成績証明書(出身大学発行のもの)……………正本1通 写し1通
- (4) ③推薦機関の推薦状……………正本1通 写し1通
- (5) ④勤務先上司又は出身大学の指導教員の二通の推薦状(所定の様式による)
……………正本各1通 写し各1通
- (6) ⑤健康診断書(所定の様式によるもので日本国大使館の指定する医療機関の発行したもの)……………正本1通 写し1通
- (7) ⑥最終出身大学の卒業証明書又は学位記等の写し(又はそれらを証明したもの)
……………正本1通 写し1通
- (8) ⑦申請理由・YLP修了後の計画書……………正本1通 写し1通
- (9) ⑧本国の戸籍抄本、市民籍の証明書又はパスポート(写し)……………写し2通
- (10) ⑨英語能力証明書(TOEFLのスコア又はそれに相当する英語能力を有していることの証明書)……………写し2通
- (11) ⑩エッセイ質問に対する回答……………正本1通 写し1通
- (12) その他の注意事項

1. 提出書類は全て規格をA4に統一することとし、タイプを用いて書くこと。手書きの場合は明瞭に書くこと。
2. これらの書類は、すべて英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は公的機関による英語訳を付すこと。

特に推薦状や学位記・卒業証明書等については、英語により作成されていない、あるいは英訳が附されていない申請が多く見られるので注意すること。

3. 勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状については、必ず所定の様式を用い、別の推薦者2名に書いていただくこと。少なくとも1通、あるいは2通とも仕事上の直属の上司が望ましい。
4. 申請理由・将来計画書については、選考の重要な参考となるので、本プログラムに何を期待するか、将来長期的に又は短期的にどのような仕事をしたいと考えるか、などについてできるだけ詳細に3頁程度の小論文を提出すること。
5. 英語能力評価について、TOEFL又はIELTSの試験成績を提出する場合は、直近2年程度以内に取得したものとすること。

また、それ以外の証明を提出する場合は、TOEFL又はIELTSに換算した場合何点相当か分かる資料をあわせて提出すること。

6. 著書・論文等がある場合は、論文の概要を別途提出すること。
7. 上記の申請書が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しないこともある。
8. 上記の書類の右上には、①～⑩までの数字を記載すること。
9. 健康診断書提出後、健康状態に変化(ライフプランに関わる重大な変化を含む)が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることであることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。

9. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学

金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

10. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等についてあらかじめ十分承知しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日を認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (7) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入れ大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。
また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために公表する場合がある。
国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。
- (8) 日本政府（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金との併給は可能である。ただし、奨学金によっては併給が認められない場合があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。
- (9) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。
- (10) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (11) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (12) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。
- (13) 家族同伴：同伴者に必要な経費はすべて採用者の負担であるが、家族用の宿舎を見つけることは相当困難であり賃貸料も非常に割高になるのであらかじめ承知しておくこと。このため、採用者はまず単身で来日し、適当な宿舎を見つけた後、家族を呼び寄せることを強く推奨する。

ヤング・リーダーズ・プログラム（法律コース） 九州大学

I 概要

ヤング・リーダーズ・プログラム法律コース（九州大学）は、法律に関する主要な分野をカバーしつつ、特に国際経済・ビジネス法に着目したカリキュラムを展開している。本プログラムは、現代の広範囲にわたる法律事項について、理論と実践の両面から学べ、益々グローバルになっていくビジネス環境において、法律関係のキャリアを目指す学生たちに必要とされる多様な知的スキルを提供することを目的としている。

II 対象者

1年間での修士（法学）号の取得を目指すコースであることからして、官庁や企業等で法学の実務（立法実務、法務部での実務等）に一定期間（最低4年以上）携わっている者を対象とする。法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）も排除しない。

III カリキュラム

1年間でコースワーク及び論文執筆により修了できる。

ヤング・リーダーズ・プログラムの目的に沿った下記のクラスリストから履修科目を選択できる。（尚、下記のリストは近年提供された講義の代表的なリストであり、変更される場合がある。）

(1) 必修科目

- Legal Research Methodology and Writing
- A Legal Studies Primer

(2) 基礎科目

- Comparative Corporate Law
- Cultural Heritage Law
- Globalization and Commercial Law
- International Commercial Arbitration
- International Financial Law and Regulation
- International Labor Law
- International Law in Today's World
- International Tax Law: Theory and Practice
- Introduction to EU Law
- Introduction to EU Technology Law
- Introduction to Japanese Law, Historical Perspective
- Introduction to Roman Law and Civil Law Tradition
- Japanese Constitutional & Administrative Law
- Japanese Intellectual Property Law in Practice
- Law and Development: From the Perspective of Economic and Business History
- Mediation and Other Conflict Management Approaches

- Platforms and the Law
- Private International Law – Comparative Perspective
- Science, Technology and Innovation Policy

(3) 選択科目

- Algorithms and the Law
- Big Tech and Competition Law
- Bioethics and the Law
- Borders and Development in Asia
- Creative Economy and Cultural Diversity
- Creative Thinking
- Global Value Chains and Law
- Implementation and Operation of the Hague Conventions
- International Criminal Law
- International Maritime Law
- Japan's Development in Context
- Resolution of Transnational Commercial Disputes
- Risk Management and the Law
- Secured Transaction Law: International Standards and Domestic Reforms
- White Collar and Corporate Crime
- Transnational Commercial Law and Foreign Investment Law

最新のカリキュラムはホームページを参照：

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/>

なお、講義に加え、修士論文（最低 50 頁）を執筆すること。論文は法律関連のトピックで法学府で認められたもの。

IV インターンシップ

学生は法律事務所や大企業等で様々なインターンシップの機会を得ることができる。これらのインターンシップは、学生に国際的な商取引や日本での法律実務を体験するまたとない機会を提供する。

V 福岡及び九州大学

東アジアの中心にあり、東京・上海・ソウルの中間に位置する福岡市は、九州最大の都市である。日本列島の主要な四島の中で最南島の九州最大の都市である。福岡地方独自の魅力を保ちながら、繁栄している近代都市である。歴史的に博多と呼ばれ、古くからアジア諸国との主要貿易港となっており、博多の人々の精神が生き続けている。また、近年の大陸との関係強化によって、重要な地域拠点としての地位を確立している。

『ニューズウィーク』誌 (Newsweek) で福岡は、活気に満ちた地域経済、優れたインフラ整備、アジア諸国へ近いこと、またそれらの国々への開けた環境などを主な要因とし、世界の「最もホットな 10 都市」に選出された。『ファイナンシャル・タイムズ』紙 (Financial Times) は、福岡を世界で 17 番目に住みやすい都市として評価する世界都市調査を発表し、福岡の商業地区を特に賞賛している。

九州大学は九州最大の大学であり、日本有数の名門国立大学の一つである。1911年に設立された7校の旧制帝国大学の一つで、現在も引き続き卓越した学術教育拠点となっている。九州大学大学院は、やる気のある学生に、日本で最も急速に成長している都市の一つである福岡で楽しみながら、常に発展する学術環境の中で研究を行う機会を提供している。さらに、在留外国人にとって特筆すべきことは、福岡の人々である。日本の中でも親しみやすいことで有名な福岡の人々は、古くから外国からの客人と良好な関係を築いてきた。人口170万の福岡で暮らす外国人は、快適で刺激的な生活を送っている。

VI 詳細に関するホームページ

詳細は、

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/> を参照のこと。

九州大学の詳細は、

<http://www.kyushu-u.ac.jp/> を参照のこと。